

亀山市

認知症等高齢者等個人賠償責任保険事業

この事業は、認知症等により、日常生活の中で偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負う場合に補償を受けることができます。認知症等の高齢者を被保険者とし、市が保険契約者となって賠償責任保険に加入し、保険料を負担します。



保険加入の対象となる場合、補償内容

補償の対象となる場合

- 誤って線路に立ち入り電車を止めてしまった
- 他人の財物を壊してしまった
- 日常生活で他人にケガをさせたなど

補償内容

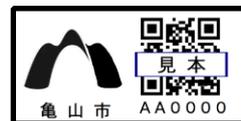
- 補償金額：1事故あたり最大3億円
「示談交渉サービス」付き(国内のみ)
- (被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合、被保険者に代わって保険会社が示談交渉を行います)



保険の被保険者

認知症等高齢者見守りシール交付対象となった「**認知症等高齢者**」

(ただし、親族が保険に加入することを親族が希望する場合)



見守りシール

①②のいずれにも該当する人

- ① 自力で外出することが可能であり、かつ、認知症等の症状により自力での帰宅が困難となる可能性がある市内に住所を有する在宅の65歳以上の人
- ② 介護保険の要介護・要支援者、または医師により認知症と診断された人



加入の申込方法

令和3年8月2日より受付を開始します。申請者は親族となります。保険事業のみの加入はできません。申請後、保険への加入の可否を決定し、加入の決定を受けた認知症等高齢者の保険加入は、決定日の翌月からとなります。なお、年度ごとに継続の手続きが必要です。

「認知症等高齢者見守りシール」と合わせて、長寿健康課高齢者支援グループまでご相談ください。



【問合先】 亀山市 健康福祉部 長寿健康課 高齢者支援グループ

亀山市総合保健福祉センター あいあい9番窓口 TEL (0595) 84-3312